

改訂版

公募株式投資信託の特定口座への受入れ等に係るQ & A

平成20年7月

日本証券業協会

公募株式投資信託の特定口座への受入れ等に係る Q & A

平成 20 年 7 月

【概要】

Q1 . 公募株式投資信託の受益権についても、特定口座に受け入れられると聞きましたが、その概要について教えてください。

国内籍・外国籍の公募株式投資信託の受益権で証券取引所等に上場されていないもの（以下、「公募非上場株式投資信託の受益権」といいます。）について特定口座（注 1）で取り扱うことが可能（下表参照）となっており、その譲渡損益（注 2）が特定口座での計算対象となっています。

また、国内籍の公募非上場株式投資信託の受益権（注 3）については、平成 16 年 10 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間、外国籍の公募非上場株式投資信託の受益権については、平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間、取得の日及び取得に要した金額を証する一定の書類の提出があった場合には、その取得の日及びその金額を基に計算された取得価額で、お客様が既に保有されている公募非上場株式投資信託の受益権を特定口座に受け入れることが可能とされています。

なお、証券会社に既に特定口座を開設しているお客様が、平成 16 年 10 月 1 日以後に国内籍の公募非上場株式投資信託を新規で購入した場合、又は、平成 16 年 4 月 1 日以後に外国籍の公募非上場株式投資信託を新規で購入した場合には、当該公募非上場投資信託は、原則として、特定口座において管理されることとなっています。

（注 1） 特定口座とは、投資家がこの口座を通じて行われた上場株式等及び公募非上場株式投資信託の売買などについて、証券会社はその損益計算を行うものです。

（注 2） 償還（解約）に係る配当所得については特定口座での計算対象にはなっておりません。

（注 3） 上場株式投資信託（ETF（株価指数連動型投資信託）、REIT（不動産投資信託）、大証上場ベンチャーファンド（投資法人）及び外国籍の公募上場株式投資信託）については、「上場株式等」の範囲に含まれているため、ここでいう国内籍の公募株式投資信託からは除かれます。以下同じです。

【表】

	国内籍（国内発行）	外国籍（国外発行）
公募非上場株式投資信託の受益権	平成 16 年 10 月より特定口座への受入れが可能	平成 16 年 4 月より特定口座への受入れが可能
私募非上場株式投資信託の受益権	特定口座への受入れは不可能	特定口座への受入れは不可能

Q2 . 公募非上場株式投資信託とはどのようなものですか。

次の3つの条件をすべて満たす証券投資信託が該当します。

株式投資信託であること（注）

証券取引所等に上場していないこと

設定（追加設定を含みます。）に際して新たに発行される受益権の取得の申込みの勧誘が多数（50名以上）の投資家に対して行われていること

保有する投資信託が公募非上場株式投資信託に該当するかどうかについては、目論見書をご覧ください。証券会社又は投資信託委託会社にお尋ねください。

（注） 株式投資信託とは、公社債投資信託（公社債に投資することを目的とし、株式又は出資に対する投資として運用しない証券投資信託）以外の証券投資信託のことをいいます。

Q3 . 既に証券会社の振替口座で管理している国内籍の公募非上場株式投資信託の受益権を特定口座に受け入れる際の具体的手続きについて教えてください。

具体的には、「特例上場株式等にするための保護預り・振替上場株式等に係る出庫依頼書」及び「特例上場株式等保管委託依頼書」に必要事項をご記入いただき、証券会社が作成する取得証明書、取引報告書や取引残高報告書等の取得に関する確認書類（確認書類の一覧については別紙を参照ください。）を添付のうえ、証券会社に提出していただきます。証券会社では、お客様から提出された「特例上場株式等保管委託依頼書」に記載された公募非上場株式投資信託の受益権の取得に要した金額（手数料及び消費税等を含みます。）を基に計算された金額を取得価額とし、確認書類に記載されている取得の日を確認します。

この一連の手続きは、特例上場株式等を特定口座に受け入れる場合と同様です。

Q4 . 証券会社に保護預りしている公募非上場株式投資信託の受益権については、特定口座への受入れ期間中であれば、いつでも特定口座に受け入れられますか。

受入れ期間（Q1 . の回答をご参照ください。）中であれば、いつでも公募非上場株式投資信託の受益権を特定口座に受け入れられます。

ただし、証券会社によっては、受入れ事務の都合等により、受入れ期限を前倒しにする場合等がありますので、念のため、お取引先の証券会社にご確認ください。

Q5 . 私は、公募非上場株式投資信託の受益権を一般コースにより取得しているほか、分配金を再投資する累積投資コースで同一銘柄を取得しています。これらは同一銘柄として特定口座に受け入れられることになりますか。

公募非上場株式投資信託の受益権は、販売会社により一般コースと累積投資コース（注）により購入可能なものがあります。これらは同一銘柄ではありませんが、特定口座においては、別銘柄として取得価額を管理することも差し支えないとされております。

累積投資コースの場合も、一般の公募非上場株式投資信託の受益権と同様に、取得に関する確認書類に記載されている取得に要した金額又は個別元本の額を基に計算した金額を取得価額とすることとなります。ただし、累積投資コースで取得した公募非上場株式投資信託の受益権の取得日については直近の取得日（分配金の再投資による取得日を含みます。）とすることが可能です。

（注） 銘柄や販売会社により自動継続投資コースや累投コースなど名称が異なりますが、税引後の収益分配金を自動的に公募非上場株式投資信託に再投資するものをいいます。

Q6 . 私は、公募非上場株式投資信託の受益権を手元で保管しておりますが、これを特定口座に入れることはできますか。

お手元で保管している公募非上場株式投資信託の受益権と「特例上場株式等保管委託依頼書」及び取得に関する確認書類を証券会社に提出すれば、特定口座に入庫することが可能です。

なお、証券会社によっては、受入れ事務の都合上、お客様が手元に保管している公募非上場株式投資信託の受益権を特定口座に受け入れない場合がありますので、お取引先の証券会社にご確認ください。

【確認書類について】

Q7 . 確認書類には、10,000 口当たりの取得単価が記載されているだけですが、「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。

10,000 口当たり取得単価など単位口当たりの取得単価（注）の記載でも結構です。証券会社では、その単位口当たり取得単価に基づいて取得価額を算定します。（算定方法については、Q12 を参照）

（注） 単位口とは基準価額の表示単位（1 口 = 1 円の公募株式投資信託では 10,000 口当たり取得単価が表示されています。）のことをいいます。

Q8．証券会社から交付された確認書類には、個別元本の額が記載されていますが、これを「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。

個別元本の額に購入手数料及び消費税等を加えた金額も「取得に要した金額」（実額）として認められます。

同一銘柄のうち一部でも個別元本の額を「取得に要した金額」として特定口座に受け入れる場合には、同一銘柄のすべてについて取得価額が個別元本の額に購入手数料及び消費税等を加えた金額となります。

また、一旦特定口座に受け入れられた公募非上場株式投資信託の受益権については、その後、確認書類の再提出等により取得価額を変更することができません。

Q9．私は、公募非上場株式投資信託の受益権の取得に関する確認書類を紛失してしまいましたが、このような場合には当該公募株式投資信託の受益権を特定口座に受け入れることはできないのでしょうか。

公募非上場株式投資信託の取得に関する書類がない場合については、当該公募非上場株式投資信託の受益権を特定口座に受け入れることはできませんが、証券会社において公募非上場株式投資信託の受益権を管理している場合には、証券会社において当該公募非上場株式投資信託に係る個別元本の額を把握しておりますので、証券会社より取得に関する確認書類を発行してもらうことにより（注）特定口座に受け入れられます。

（注）証券会社においては、受入れ事務の都合等により、取得に関する確認書類の発行に応じられない場合があります。実際に確認書類の発行を希望する場合は、お取引の証券会社にお尋ねください。

Q10．私は国内籍の公募非上場株式投資信託の受益権の取得に要した金額、取得年月日、銘柄名、数を記録した日記帳を持っています。これを取得に関する確認書類とすることができますか。

平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間は、特定口座に受け入れられる国内籍の公募非上場株式投資信託の受益権について、取得に要した金額、取得年月日、銘柄名、数についてお客様が記録した日記帳や雑記帳などは取得に関する確認書類として認められております。（注）

(注) 証券会社によっては特別分配金による取得価額の調整の都合等により、受け入れることができない場合があります。

Q11 . 私は、100 万口分の公募非上場株式投資信託の受益権を証券会社の振替口座で管理しています。そのうち、60 万口分については購入の際の取引報告書を保有しているので、60 万口分についてはこの取引報告書を確認書類とし、残りの 40 万口分については証券会社から発行してもらった個別元本の額を基にした取得証明書を確認書類として利用しようと考えていますが、可能でしょうか。

お客様が 100 万口分の公募非上場株式投資信託の受益権について特定口座への受入れを依頼される際には、100 万口分の一部について取得に要した金額を証する取引報告書を確認書類とし、残りの部分について個別元本の額を基にした取得証明書を確認書類とする取扱いは認められておりません。取引報告書を確認書類としてご利用になる場合(注)には、100 万口すべてについて取引報告書を揃えていただく必要があります。証券会社では、100 万口すべてにつき個別元本の額を基にした取得証明書を作成することができますので、個別元本の額を基にした取得価額をもって特定口座に受け入れることになると考えられます。

(注) 証券会社によっては特別分配金による取得価額の調整の都合等により、受け入れることができない場合があります。

【証券会社における取得の日・取得価額に関する実務的な取扱い】

Q12 . 証券会社の振替口座で管理している国内籍の公募非上場株式投資信託の受益権について、過去に特別分配金が支払われています。取得価額はどのように修正されますか。

特別分配金は元本の払戻しに相当する収益の分配ですので、取得価額は、取得に関する確認書類に記載されている取得に要した金額から特別分配金の額を減額修正することになります(注)。

なお、外国籍の公募株式投資信託の受益権については、原則として、特別分配金が支払われることはありません。

(注) 平成 12 年 4 月 1 日以後に特別分配金が支払われた場合に限りです。平成 12 年 3 月 31 日以前に支払われた特別分配金に関しては取得価額の減額修正は行われません(一般口座でも同様です。)

Q13．私は、累積投資コースで毎月分配型の公募非上場株式投資信託の受益権を取得・保有していますが、収益分配金の件数が非常に多く「特例上場株式等保管委託依頼書」には取得の日をすべて記載できません。どうすればよいでしょうか。

累積投資コースにより公募非上場株式投資信託の受益権を取得している場合については、当該公募非上場株式投資信託受益権の最終取得日を取得の日として記載してもよいとされています。このため、最終取得日が収益分配金による再投資の日となる場合には、当該再投資の日を取得の日として記載することになります。

【その他】

Q14．一般口座で管理している公募非上場株式投資信託の受益権について個別元本の額も「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。

一般口座で管理している公募非上場株式投資信託の受益権を証券会社に買取請求した際にも、個別元本の額に購入手数料及び消費税等を加えた金額も「取得に要した金額」（実額）として認められます。当該公募非上場株式投資信託の受益権に係る取得日及び取得価額が不明なものがある場合（注）には、取得日を直近の取得日（取得日が全く不明な場合には入庫日）、取得価額を個別元本の額に直近の購入手数料等を加算した額としてもよいとされております。

（注）直近の取得日が平成12年4月1日より前の日である場合には、取得日を平成12年4月1日、取得価額を個別元本の額に平成12年3月31日現在の購入手数料等を加算した額としてもよいとされております。

なお、一般口座で管理されている同一銘柄の公募非上場株式投資信託の受益権の中に取得に要した金額を証する取引報告書等がある部分と実際の取得に要した金額が不明な残りの部分がある場合においては、取引報告書等がある部分につき実際の取得に要した金額を基に計算した金額と不明な部分につき個別元本を基に計算した金額をそれぞれ区分計算のうえで取得価額を算定することが可能です。

Q15．私は、平成15年以前から同一銘柄の公募非上場株式投資信託の受益権の購入と解約を反復継続しており、平成15年末ではこの銘柄を100万口分保有していました。今後、一般口座においてこの銘柄の受益権を買取請求により譲渡するつもりです。この場合、確定申告のために譲渡所得等を計算する際の取得価額はどのように算定するのでしょうか。

税法上、平成 16 年以後の公募非上場株式投資信託の受益権については、株式と同様に総平均法に準ずる方法により取得価額を算定することが原則です。ただし、この場合においては、お客様が平成 15 年末に保有していたと認識している 100 万口分の中の個々の購入の際の取引報告書等に記載されている取得に要した金額を基に調整計算した金額を合計した額をもって取得価額とすることで差し支えありません。

なお、個別元本の額に購入手数料及び消費税等を加えた金額も「取得に要した金額」（実額）として認められます（Q14 参照）。

以 上

「証券会社」とは、金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいいます。

「証券取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。

本 Q&A につきましては、2008 年（平成 20 年）5 月時点の法令等を元に作成しております。今後の法令改正等により、内容が変更となる可能性がございますので、ご注意ください。

実際のお取引に関しましては、お取引証券会社にご相談ください。

公募非上場株式投資信託の受益権の特定口座への受入れに係る確認書類

取得の日及び取得に要した金額が確認できる書類（注1、2、6）

（租税特別措置法施行規則附則（平成17年）5条）

確認書類の種類
取引報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
取引残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
月次残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
受渡計算書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
その他取引報告書等に相当する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）（注3）
顧客勘定元帳等の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
金融商品取引業者等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類（取得に要した金額（注4）取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
相対取引等で取得した公募非上場株式投資信託の受益権の売買契約書の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
公募非上場株式投資信託の受益権の取得者がその取得の際に作成した取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数を記載した帳簿（日記帳等）その他これに類する書類又はその写し（注5）で、特例上場株式等保管委託依頼書の提出者がその者の住所・氏名を記載し押印をしたもの

（注1）取得者とは、提出する確認書類においてその公募非上場株式投資信託の受益権を取得した者とされている者をいう。

（注2）特定口座に受け入れようとする公募非上場株式投資信託の受益権が、受益権の分割及び併合並びにファンドの合併の事由により取得したものであるときは、当該取得の基因となった公募非上場株式投資信託の受益権に係る確認書類が含まれる。

（注3）その他取引報告書等に相当する書類とは、例えば、証券会社が作成した照合通知書等（いずれの書類も取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）である。

（注4）の書類には、「個別元本の額に購入手数料及び消費税額等を加算した金額」を証する書類も含まれる。

(注5) 帳簿その他これに類する書類又はその写しに記載されている事項には、少なくとも、取得に要した金額、取得年月日、銘柄及び取得口数の事項が必要となる。また、その写しの提出の際に、公募非上場株式投資信託の受益権の特定口座への受入れをする証券会社が、その書類の提示を受けてその書類の写しであることを確認する必要がある。

(注6) 確認書類に記載されている取得者の氏名は、原則、公募非上場株式投資信託の受益権の預け入れ申込み者本人に限られるが、一定の相続、贈与又は遺贈により当該公募非上場株式投資信託の受益権を取得したことにより、確認書類に記載された取得者の氏名と申込み者の氏名が異なる場合は、遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書等又はその写しを当該確認書類に添付することにより、確認書類として受け入れることができる。

「証券会社」とは、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいいます。